行 経 第 102号 令和6年3月19日

水戸市監査委員 様

水戸市長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について(通知)

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方 自治法第252条の38第6項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況(教育委員会所管分を含む。)

			対応状況					
監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	区分	R4年3月2日 通知(件数)	R5年3月20日 通知(件数) ※()は累計数	R6年3月19日 通知(件数) ※()は累計数		
R2年度	公有財産等の管理に関す	指摘	措置済み	1 4	17 (31)	1 (32)		
	る財務事務の執行につい て	37 件	措置を要しない 理由のあるもの	3	— (3)	— (3)		
			対応中	2 0	3	2		
		意見	措置済み	4	3 (7)	1 (8)		
	24		措置を要しない 理由のあるもの	2	— (2)	— (2)		
			対応中	1 8	1 5	1 4		
R 3年度	外郭団体等に係る財務に	指摘	措置済み		1 6	6 (22)		
	関する事務の執行について	28 件	措置を要しない 理由のあるもの			1	— (1)	
			対応中		1 1	5		
		意見	措置済み		9	5 (14)		
	25 件 措置を要しない 理由のあるもの		1	— (1)				
			対応中		1 5	1 0		

			対応状況					
監査実施	テーマ	指摘等		R4年3月2日	R5年3月20日	R6年3月19日		
年度	, ,	の件数	区分	ハマキのカとロ 通知(件数)	通知(件数)	通知(件数)		
				通知 (什致/	※()は累計数	※() は累計数		
R 4年度	水戸市上下水道局におけ	指摘	措置済み			5		
	る財務事務の執行及び管	16 件	措置を要しない					
	理の状況について		理由のあるもの					
			対応中			1 1		
		意見	措置済み			2		
		26 件	措置を要しない					
			理由のあるもの					
			対応中			2 4		

対応状況については、1件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課	3)	福祉総務課				
報告書ページ	29	区分別	指摘事項					
	29	の番号	意見	1				
	(イ)退職給付引							
				当規程第4条において「退				
		, , , , , , , , , , , , , , , , , ,		職積立基金規程の定める額				
				算定した額を超える場合に				
				2年度末における退職給付				
				会職員分のみ全国社会福祉				
				しているのみで、その他の				
				の退職給付引当金の額を水				
	戸市職員の一般職			- 0				
			-	め、サンプリングとして旧				
	水戸市社会福祉協議会職員28名のうち5名の算定過程を検証したとこ ろ,4名については全国社会福祉団体職員退職積立金規程の定める額に							
指摘事項等				職債立金規程の足める領に の一般職の例により算定し				
の内容		,		の一般職の例により昇足し 員の一般職の例により算定				
			-	ついては後述する指摘事項				
				れていなかったため適正に				
				10 (17) なが ライこうに (2) 地立(に				
	算定されているか確認できなかった。 全国社会福祉団体職員退職積立基金規程において退職手当の算定にお							
				寸率も水戸市職員の一般職				
				いること、およびサンプリ				
	ング結果によると	全国社会福祉団	体職員退職征	動立基金規程の定める額は				
	 水戸市職員の一般	職の例により算	定した額を制	超える蓋然性が高いと考え				
	 られるが,規程の	定めに従い,全	職員分につい	いて全国社会福祉団体職員				
	退職積立基金規程	の定める額を算	定し,水戸ī	市職員の一般職員の例によ				
	り算定した額と比!	較し適切な金額	の計上を行	う必要がある。				
	規程の定めに従	い, 令和4年度	決算におい	て、全職員分について全国				
講じた措置	社会福祉団体職員	退職積立基金規	程等の定め	る額を算出し,水戸市職員				
の内容等	の一般職員の例に	より算出した額	と比較し適気	刃な金額の計上を実施して				
	いる。							

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課	!)	福祉総務課		総務課		
報告書ページ	42	区分別	指	指事項				
		の番号	貢	意見	4			
	(二) 新型コロナ感染症関連融資制度に対するフォロー体制を整							
	きこと							
	1				• " -	こ向けて、生活福		
	祉資金の特例貸付			と総合う	支援資金の	の融資制度が設け		
	られ、社協がその		-					
						750,000 円であっ		
	たが、令和2年度	には、以下のよ	うに	その申記	清件数は	香しく増加してい		
	る。							
	資金種類			受付件	数 (件)	申込金額(円)		
	緊急小口資金特例	<u> </u>			1,879	335, 000, 000		
指摘事項等	総合支援資金特例	 貸付			1,866	870, 765, 000		
の内容	総合支援資金特例貸付延長貸付				548	242, 030, 000		
	総合支援資金特例	総合支援資金特例貸付再貸付			326	148, 830, 000		
	申込受付合計				4, 619	1, 596, 625, 000		
	これらは融資で	あり,令和4年	12月	末までの	の措置期間	間の延長はされて		
	いるが、それ以後、	, 債権回収が始	まる	こととが	なる。			
	債権の回収にあ	っては,なお所	得の	減少が約	売く住民和	说非課税世帯の償		
	還を免除すること	のできる取り扱	いは	あるもの	のの,債権	権回収業務や債券		
	償還を免除したと	しても生活困窮	者の	その後の	の生活をご	フォローする機会		
	は、著しく増加する	ることが予想さ	れる	0				
	社協は, 更に,	市の生活困窮者	をフ	オロー	し,支援で	できる体制を増強		
	していくことも検	討されたい。						

講じた措置

の内容等

社協としては、令和3年度は、自立相談支援室の窓口に、法人内より受付や電話対応等、毎日1名を応援職員として派遣していた。合わせて、主管課である生活福祉課より2名の嘱託職員の増員と生活福祉資金担当として2名の臨時職員を採用して対応にあたるなど体制を強化したが、特例であるため令和4年度9月末日で貸付業務は終了した。

令和4年10月以後の債権回収の義務者は茨城県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)であり、制度の変更により初回の債権返済は令和5年1月からとなった。その後、新たな制度設計がなされ、債権回収とフォローアップに業務が区分され、債権回収は県社協が、返済ができない方などの理由に内在する課題に対するフォローアップを12年間かけて市町村社会福祉協議会が実施する役割と位置付けられた。

そのため、令和5年度より、水戸市社協においても6名の職員(嘱託職員、任用職員)を採用し、課題のある対象世帯に対してアウトリーチによるフォローアップを開始している。

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課	!)		産業経済部観光課
報告書ページ	55	区分別	指指	簡事項	6
TALLE Y	00	の番号	辵	意見	
指摘事項等の内容	か月分の運営会社: 目は、会社の財政: されなければなら: 随時使用できる資 は回収してから支: 金として開示して 要がある。 また、日々の記: が生じているまま: 謬が生じやすい性:	貸借が状な産払いと、質が状なをもあり、状あのないででがでいる。のでは、進でである。のでは、進でのないがある。のでは、進でのないがある。のでは、がある。のないがある。のないがある。のないがある。のは、	預3,37 を現るるで 金て 日	7,890 F 確	中に、上述の好文茶屋の2 円が含まれている。勘定科解するために、適正に処理 会社が支払い手段として、 示であるのに対し、貸付金 責権であり、貸付金を現預 適正な会計処理を行う必 普通預金勘定の元帳で、差 現金及び預金は、不正や誤 こおいて、現金出納簿や預 証していく必要がある。
講じた措置の内容等	報告させ、役員と 往査以降は、現 認を行い、通帳と 定期監査(8月、1	の情報共有を行 金出納簿,預金 元帳の金額を一 12月,3月)を 年度決算(貸借	った。通帳、 なって 照	, 総勘5 せるとる ている。	は、協会の正副会長会議で 定元帳の定期的な突合、確 ともに、公認会計士による また、留保した売上金に 動定元帳)において、現預

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課	.)		産業経済部観光課
報告書ページ	66	区分別	指	商事項	
指摘事項等の内容	(イ)観光のでは、 (イ)観光のでは、 (イ)観光のでは、 (イ)観光のでが、 (利) というでのない。 まれがのは、 (大) というでのない。 まれがのは、 (大) でのないが、 (大) でのないが、 (大) でのないが、 (大) でのないが、 (大) でのないが、 (大) には、 (大) には	状が進の,に,,な, 波収,得人金コに態,を誘会は現新がこ 湖益市し材的ンつは観図致員,状しられ 畔を全てが規べい極光りやを協のい,ら に得体い不模ンてめ協なイ募会事事魅を おてのく在でシ再て会がンるが業業力企 いい観こでのョ認脆とらバこ積内転的画 てる光とあ協ン識	検弱し,ウと極容換な, 好。,がる会の討でて自ンに的やへ事推 文本物必。の誘	あは立ドよな事の業進善カ来産要善自致り,を観り誘業余をで「フ,のと「立や「収コ目光会致規力起き」エこ統考してい	入の多くを補助金に依存し レベンションの誘致やイン 指すとしている。 の推進は、地元経済に貢献 費収入に繋がるものと考え 推進活動を進めていくこ 莫を見ると、既存のイベン

監査人御指摘の協会におけるコンベンションの誘致やインバウンド観光の推進については、市としても協会が自立運営していく上で重要な事業であると強く認識していることから、令和3年度から市職員を1名増員し、次長とコンベンション・インバウンド係長の役職に2名派遣し、協会の組織体制の強化を図ったところである。

また、既存のイベントの開催に多忙で、新しい事業転換への余力は見られないとの意見については、協会及び市においても同様の認識であり、市としても、会員を取り込むための魅力的な事業の実施はもちろんのこと、協会の会員増、収益確保、ひいては財政基盤の安定化に向け、観光産業の回復・復興、観光需要の喚起に資する国の交付金を確保し、協会への財源措置を行った。そのほか、既存業務の充実や見直しに資する事業提案、新規事業の企画、立案など、積極的かつ献身的な協力、支援を実施し、協会の負担軽減も図っているところである。

講じた措置 の内容等

協会の適正で効果的な運営のできる状況を構築すべきであるという協会のあり方に関する意見については、協会において、事業の実施に当たり、計画、予算、進行管理、決算等あらゆる機会を捉え、費用対効果等の検証・評価を行い、優先順位を明確にした上で、計画した事業を進めるなど、事務の効率化に取り組んでいる。

また、研修等を通じた職員の能力向上に加え、事業の企画・運営におけるマネジメントができる人材の育成にも取り組んでいるほか、令和5年度には新たにプロパー職員を1名採用したところであり、今後も引き続き、協会との意見交換を十分行いながら、役割分担の見直しや業務のスリム化を適宜行うなど、組織体制の強化に努めていく。

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課	ł)		福祉総務課			
却生まる。い	79	区分別	指摘	事項	11			
報告書ページ	73	の番号	意	見				
指摘事項等の内容	この自らの業務 業務の提供を受け (借方)未収入金 月末	行うべきこと 員に自らの業務 の委託に際し、 た際 ××円/(貸方 r 臨時雇用費) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を委訂 以下の) 受耶 〈×円	だしてい かような か配分全 / (貸 方) 現予	な会計処理を行っている。 を××円 方)未収入金 ××円 頁金 ××円			
	李託費 大明	ファミリーサポート部 大町・わんぱーく 本町・はみんぐぱーく			661, 438 289, 965 255, 654			
	大 ¹	大町・わんぱーく			1, 303, 638			
	本印	は町・はみんぐぱーく			1, 943, 700			
	合計				7, 687, 831			
	このため、自らの業務の委託に対し、受取配分金と支払配分金が、令							
	和2年度において							
		払配分金は、相						
講じた措置の内容等	相殺して処理をし 係が存在すること	た。また,会員 から見直しを行	との雰 い, 名	委託契約 令和 4 ^年	受取配分金と支払配分金を 的については、指揮命令関 F7月1日から臨時職員と うな会計処理が生じること			

令和3年度	所管課 (措置実施課	<u>.</u>)		福祉総務課
7.4	区分別	指摘	事項	13
74	の番号	意	見	
令社会報酬を選出を選出を選出を選出を選出を選出を選出を選出を選出を選出を選出を選出を選出を	■計「貸市にのし戸いて2たは発給支め変計引給点いい年本、「算「借シよ中で市で令年。退生額給,更算当付ので。3来令を「対いら小いシは和度」職しの額規後に金にも退りな和選がず企るル,1末に、算を程の用は関の職に下ら2をして、大会とのでででででで、で、で、で、でででででででででででででででででででででででで	施 けせ3金 材年1給 給人をなに法れ付計れ当 職とのす るン年共 セ13付 さの変いよにば債基ば金 員し貸	で、良々月斉(ノ月引)、負更とのよな務集なの、こで告き、職一月制(タ月か当)る債し適退りらか。ら額(つ計対こ)給職1度(一4ら金)給のた切職退なら第なを「い上照()の「1)の「1)の「1)の「1)の「1)の「1)の「1)の「1)の「1)の「1	中国 は は で は で は で は で は で は で は で は で は で
等による,あるべき	退職給付引当金	をの金	:額とし	ては1,479,400円であり,
	74 退職 令益給退額公当もかに 期りにで変退 を産年引 さる以上 74 引 生 とかに 関末 りなし給 を産年引 さる以上 74 引 生 とかに 関末 りなし 2 団の金用社定付ら計給時職退いた付, すは産とにての当のは金給退日をらめ上の17,375,981 円 17,375,981 円 18	令和3年度	令和3年度	京和3年度

15,896,581 円 (未払金として計上すべき 7,359,616 円を含む) が過大に 退職給付引当金として計上されている。 法人の適切な財政状態を表すため,適正な算定方法により退職給付引 当金を計上すべきである。

(参考)公益社団法人水戸市シルバー人材センター職員給与規程 第33条

正職員が退職(死亡による退職を含む)したときは,茨城県市町村職員総合事務組合の町村職員退職手当条例(以下「市町村職員手当条例」という。)の一般職の例により,退職手当を支給する。

ただし、市町村職員手当条例第8条の4に規定する、退職手当の調整額は適用しないものとする。

講じた措置の内容等

令和4年度は、退職給付引当金の計算は改正後の算定方法で算出した。 また、控除する中退金額の基準日は年度末時点での金額で算出した。 その結果、中小企業退職金共済制度への積み立ては実施しなかった。 また、年度末の退職給付引当金残高については、改正後の算定方法で 適切な支給額を計算したところ、退職給付引当資産が過大に計上されて いたので、令和5年7月に運転資金に振り替えた。

令和3年度	所管課 (措置実施課))	福祉総	務課			
96	区分別	指拍	商事項				
80	の番号	頹	意見	7			
配分金の見直しに	こついて						
令和2年度の職郡	羊毎の会員1人当7	きりの	配分金に	は以下の)とおりである。 -		
職群	年間契約金額	(円)	会員数	(人)	1人当たりの配分金(円)		
1 技術群	94	, 064		60	1, 567		
2 技能群	56, 931	, 604		139	409, 579		
3 事務群	19, 866	, 704		77	258, 009		
4 管理群	98, 230	, 112		208	472, 260		
5 折衝外交群	9, 501	, 395		45	211, 142		
6 一般作業群				247	469, 729		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	70, 843	70, 843, 674		182	389, 250		
·	0		0		0		
			968	383, 771			
経営改善計画では,会員を募っているが,職群において需要が大きく異なっ							
- 0							
·				•			
					ŕ		
				におい	ては、配分金を見直		
				上前点	た光しい今世に光づま		
			•		F某と际早作業であ		
		1 &	, AA,	<i>A</i> /((-)			
	5年9月の理事会に	こおい	て. 会員	量拡大を	ト図ることで作業に		
•				-			
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	86配令86配令和技技事管1 技技事管衝船1 技技事管衝船1 大技事管衝船1 大大樓2 事質1 大樓3 事管衝船1 大樓6 7 82 大樓経い現を員会2 大どのと作で、2 はよりのも、がつため、とのる2 はよりである2 はよりでは、2 はよりでは、2 はよりでは、2 はよりでは、2 はよりでは、2 はよりでは、2 はよりでは、2 はよりでは、2 はよりでは、3 はいめのでは、2 はよりでは、3 はいめのでは、3 はい	(措置実施課)	特別	特別	特置実施課		

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課	所管課 (措置実施課)		万民協働部文化交流課		
報告書ページ	177	区分別		商事項	22		
		の番号	趸	意見			
	(イ)退職給付引	当金の計算方法	を適	正に実力	施すべきこと		
	退職給付引当金	の計算において	算定	基準の網	給与および支給率を誤った		
	金額・率を用いて	計算しており、	計算	誤りが	生じている。		
	令和2年度末の	貸借対照表にお	いて	退職給何	寸引当金は 4, 298, 618 円計		
	上されているが、	本来の退職手当	の支	給額の賃	算定方法等による、あるべ		
	き退職給付引当金	の金額としては	3, 76	65, 618	円であり、533,000 円が過		
指摘事項等	大に退職給付引当	金として計上さ	れて	いる。			
の内容	法人の適切な財	政状態を表すた	め、	適正な算	算定方法により退職給付引		
	当金を計上すべきである。						
(参考)公益財団法人水戸市国際交流協会職員退職手当規程 第6条 退職手当の額は、退職日の給料月額に別表に掲げる 別・勤務期間別支給率を乗じた額とする。							
	公益財団法人水	戸市国際交流協	会に	おいて,	令和2年度の職員1名分		
	 の退職金の試算に [、]	ついて,誤ったラ	と給率	ヹを用い	て計算していたことから,		
講じた措置	協会にて正しい支	給率で,退職金	の再	試算を征	うとともに,退職給与引		
の内容等	当金を適正な額に	是正した。令和	4年	度末の見	財務諸表では適切な財政状		
	況を公開している。	0					

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課	!)	तं	方民協働部文化交流課
却件事。	170	区分別	指	商事項	24
報告書ページ	178	の番号	頂	意見	
指摘事項等の内容	流協会が、旅行会 「旅行条件書(海より抜粋 宛先 : 2019 年 旅行期間: 2019 年 市込人員、旅行代 申込人人員、旅行代 申込人人員、旅行代 参加者 7名 A様ご夫妻 2名 B様1名 水戸市国際交流 随行 2名 旅行代金のおすれ 申込金 旅行代金の残金 上記の旅行条件 流協会社から入手	われた以下の姉社との窓口とな 野外受注型企画が 村田との別口との 野外受注型企画が 大会員 協会理事長1名 はい : 7,890,840 書に数にいる はい : 7,890,840	妹り (市旅 引 流ア〜2019 支支 れ最等条 提 会ハ年 期期 旅請	問派遣事業については、交件書を取り交わしている。 出日 2019 年 10 月 17 日) 出日 2019 年 10 月 17 日) 一人当たり金額 ②384,000 円 ②743,000 円 ②743,000 円 ②434,000 円

支出負担行為書より抜粋

債権者:㈱JTB

摘要:団員旅費追加分(11名)(1アナ派遣)

目的:団員旅費追加分

・台風の影響により団員のキャンセルが発生したことにより、団員数 が激減したため、旅行代金が変更となった。そのため、増額となった 旅費については、協議の結果水戸市(協会)が支払うこととなった。

@88,000×11 名=968,000 円

請求書は、水戸市国際交流協会及び水戸市(参加する市長、議員、議会事務局)、参加した市民にそれぞれに提出されている。

一方で、変更があった後の全体の最終請求額を把握できる請求書が、 国際交流協会に提出されていない。現状では、最終の確定参加人数に基づいて、旅行条件書等の契約内容通りに請求されているのか、途中の変 更分については協議の結果を適切に反映した金額となっているか、契約 の当事者となった国際交流協会が確認できない状態となっている。

当該旅行の諸条件について契約した当事者は水戸市国際交流協会である。最終参加人数による確定した請求額を把握できる請求書及びその請求内訳を入手し、契約当事者として、正しく請求されていることを確認する必要がある。

講じた措置 の内容等

水戸市親善都市訪問団派遣事業については、参加者に対し、それぞれの個人や所属先に旅行会社から請求書を送付しており、協会においては、全体の請求額を把握していなかった。そのため、市は協会に対し全体の請求内容の確認について検討するよう指示を行った。

指示を受け、協会においては、今後実施する際には、最終請求額が把握できる請求書及び内訳書、支払履行日等について、旅行会社に書面で報告するよう求めていくこととした。

令和5年度に実施したアナハイム市訪問団派遣事業において,最終請求額が把握できる請求書及び内訳書,支払履行日等について,旅行会社に要求し,書面での報告を受領した。

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部商工課			
報告書ページ	195	区分別	指摘事項	26			
		の番号	意見				
	(口) 事業運営積	立資産に関する	規程の整備				
	別紙のとおり						
指摘事項等							
の内容							
の内谷							
	事業運営積立資	産は、福利事業	の積立資産	であり、事業運営資金とし			
講じた措置	て管理している。						
の内容等	サービスセンタ	ーにおいて,事	業運営積立	資産に係る規程として、特			
	定資産取扱規程を	令和5年4月1	日付で策定	したところである。			

【別紙】

特定資産として、事業運営積立資産が貸借対照表に計上されている。事業運営積立資産の 残高について、平成30年度・令和1年度・令和2年度の推移をみると以下の通りである。

(単位:円)

科目	平成 30 年度	令和1年度	令和2年度
特定資産			
事業運営積立資産	23,000,000	24,500,000	25,000,000
以下、参考情報			
一般正味財産	26,493,537	32,658,608	35,468,476
経常収益	156,877,209	155,703,546	139,204,268
経常費用	157,356,133	149,698,116	136,394,400
当期経常増減	$\triangle 478,924$	6,005,430	2,809,868

事業運営積立資産は、特定資産として資産計上されている。特定資産は、「特定の目的のために使途等に制約を課した資産」であり、使途について「特定の目的」が明らかにされている必要がある。現状、当該特定資産に関する規程は整備されておらず、「特定の目的」が明確ではない。

平成 25 年度に総計 7,000,000 円の事業運営積立資産の取崩が行われている。この取崩の 決裁に関して、決裁手続きの記録である「収入調定書(事務局長専決)」上では、取崩の目 的が明記されていなかった。

そもそも規程によって事業運営積立資産の「特定の目的」が明確になっていないため、当 該取崩が「目的取崩」なのか、「目的外取崩」なのかを判断することができなかった。

特定資産に関する規程を整備し、事業運営積立資産の使途に関する「特定の目的」を明らかにすることが必要である。また、規程には「特定の目的」に加えて、以下の事項が記載されることが必要である。

- ①目的
- ②積立の方法
- ③目的取り崩しの要件
- ④目的外取り崩しの要件
- ⑤運用方法
- ⑥その他

事業活動による余剰資金を過度に内部留保しているのではないか、といった懸念が提示された場合には、特定資産として積み立てられている金額が、将来の「特定の目的」に備えた適切なものであることを説明できる必要がある。積立額が「特定の目的」に備えた合理的な見積もりに基づくものであることを説明するために、以下の「公益法人における特定費用準備資金に関する Q&A」を参考に考え方を整理しておくことが必要である。

「公益法人 information よくある質問 (FAQ)」より抜粋。下線は追記したもの。

問□□3- の(公益目的事業比率) 将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積 み立てる特定費用準備資金について教えて下さい。

答

- 1 特定費用準備資金となるものの中には、例えば、既存事業を維持する場合であっても、将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立て る資金(基金)や、専ら法人の責に帰すことができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金(基金)もあります。(問□-3- @参照)。
- 2 前者の将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金(基金)については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みや限度額の見積もりが必要となります。

想定される事例としては、公益目的保有財産である金融資産の運用益で公益活動を行う法人において、従来、年利回り5%程度で運用できていたものが、金融資産の償還等に伴い、これまでと同じ金融商品で運用すると年利回りが1%程度となる見込みの場合、臨時収入等による特定費用準備資金により、具体的に収入減少を補填するものが考えられます。

この場合の特定費用準備資金は、翌事業年度以降の5年間での収入の減少見込みを合理的に説明し、その範囲内で当該事業年度以降の5年間で積立可能な剰余金を積立て・取崩すものです。

- 3 後者の専ら法人の責に帰すことができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金(基金)の事例としては、補助金等により事業を行っていた場合において、補助金等の削減が予想され、収入の減少が見込まれていることへの対応のための基金が考えられます。 この場合は、積立限度額の合理的な算定にあたっては、理事会等における認識を踏まえた、収入の減少の蓋然性の高さの説明が求められることになります。
- 4 どちらの場合においても、申請書や定期提出書類の別表C(5)において、 具

体的な説明を記載していただくことになります。また、これらの特定費用準 備資金は収入減少に対応して取崩し、計画期間の満了等により特定費用準備 資金を全額取り崩すまでは、再度同種の特定費用準備資金は積み立てられませんので、注意が必要です。

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)		産業経済部商工課			
報告書ページ	234	区分別	指指	海 項			
		の番号	意	意見	24		
	(イ) 新規事業等の体制について検討すべきこと						
指摘事項等の内容	商業公社は、7名(プロパー3名、嘱託4名)の職員の組織で、駐車場						
	管理、店舗床賃貸借及び建物管理事業の収益事業を行いながら、創業支						
	援等の公益支出目的の事業を行っている。建物管理事業は、多くの収益						
	に貢献しているが、組合運営事務や管理運営業務及び債権管理を含めた						
	予決算業務まで担っており、相当の事務負担を伴っている。						
	このような建物管理事業や店舗床賃貸借事業等の収益事業に多忙であ						
	り、創業者の増加により商業活性化や商業活性化の推進といったことを						
	目的とする新たな事業展開や事業内容の充実といった取り組みへの余地						
	は、生じてこないというのが組織の実態ではないかと考える。						
	経営者の高齢化による事業承継の一つの手法として新規事業者の事業						
	承継や新型コロナ感染症の影響により疲弊した事業者からの新陳代謝と						
	しての新規事業者の起業への期待などもある中で、公社の果たす役割へ						
	の期待もあることから、市は、商業公社の現状と期待を整理し、あり方						
	について、検討されたい。						
	本市は、商業・サービス業を中心とする第3次産業に特化した産業特						
	性を有しており、地域経済活性化における商業の振興は重要であると認						
	識している。商業・駐車場公社では、商業振興事業として主に創業支援						
	に取り組んでおり、創業者の輩出につながるなど成果を上げているほか、						
講じた措置	拠点となるワグテイルの立地場所から、中心市街地のにぎわいづくりに						
の内容等	も寄与しているところである。一方、商業公社職員の管理運営の事務						
	担が大きく,商業振興事業への余力が少ないことを課題として認識して						
	いる。						
	この課題に対して、令和6年度からプロパー職員1名を増員し、人員						
	体制の拡充を図ることとしている。						